

平成17年第1回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成17年2月24日

西多摩衛生組合議会

平成17年第1回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成17年2月24日(木)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 並木 心 副管理者 野 崎 慶 治
(青梅市職務代理者助役)

副管理者 野澤 久人 副管理者 石塚 幸右衛門

収 入 役 飯田 恭之

出席議員

| | | |
|------------|-----------|------------|
| 1 番 木原 武雄 | 2 番 小池信一郎 | 3 番 大坪 国広 |
| 4 番 大西 英治 | 5 番 浜中 啓一 | 6 番 木下 克利 |
| 7 番 高橋美枝子 | 8 番 門間 淑子 | 9 番 船木 良教 |
| 10 番 森田 昌巳 | 11 番 松山 清 | 12 番 今林 昌茂 |

西多摩衛生組合

事 務 局 長 須田 進午 業 務 課 長 加藤 一夫
(施設課長兼務)

総 務 課 長 渡辺 良郎 管 理 課 長 島田 善道

構成市町職員

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| 青 梅 市 環 境 部 長 桑田 一 | 羽 村 市 産 業 環 境 部 長 下 田 和 敏 |
| 福 生 市 生 活 環 境 部 長 田 辺 恒 久 | 瑞 穂 町 生 活 環 境 課 長 鈴 木 延 男 |

平成 17 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会次第

平成 17 年 2 月 24 日 (木)

午後 1 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 1 号
西多摩衛生組合実費弁償条例

日程第 4 議案第 2 号
西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 3 号
西多摩衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例及び西多摩衛生組合
非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

日程第 6 議案第 4 号
焼却灰搬出設備改造工事請負契約

日程第 7 議案第 5 号
平成 17 年度西多摩衛生組合予算

日程第 8 議案第 6 号
平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定について

午後1時30分 開会

○議長（森田昌巳） 本日は、平成17年第1回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともお忙しい中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名であります。よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成17年第1回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 皆様こんにちは。お許しをいただきましてごあいさつを申し上げます。

本日は、平成17年第1回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全員の議員の皆様方にご出席を賜り開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営に関しまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、現在の組合の事業の状況でございますけれども、平成16年度のごみ搬入量につきましては、平成17年1月末現在で約6万3,000トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約3,000トン、4.7%の減となっております、平成16年度末では7万5,000トンが搬入されるのではないかと予想しております。

また、平成13年12月より受け入れを開始いたしました肉骨粉の焼却につきましては、平成16年2月17日をもって終了いたしました。平成16年度につきましては約494トンの焼却を行い、平成13年からの総焼却量は約5,955トンとなっております。

このほかフレッシュランド西多摩におきましては、平成16年度の利用客数は1月末で12万2,000人を超えておりまして、1日平均で申し上げますと約484の方にご利用をいただいております。

なお、平成16年11月30日には50万人目の入館者を迎えることができ、記念品を授与させていただきました。また12月に開催いたしました3周年記念イベントも大変な好評をいただいたところでございます。今後も利用者の要望を取り入れ、地域還元施設として住民の福祉の向上にさらに貢献していきたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成17年度西多摩衛生組合予算のほか5件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

なお、本日でございますが、副管理者であります青梅市長でございますが、公務が重なりまして、助役にご出席をいただきましたことをご了解いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

極めて簡単でございますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

9番 船木良教議員

11番 松山清議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、総務課長より報告いたします。渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、西衛発第 719 号、平成 17 年 2 月 17 日付をもちまして管理者より議長あてに、平成 17 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元に配付いたしております議事日程の順序により進めさせていただくことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第 7、議案第 5 号、平成 17 年度西多摩衛生組合予算と日程第 8、議案第 6 号、平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての 2 件につきましては、関連がございますので、一括して審議願うことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、収入役及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをあわせて報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとお進めますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、2 月 24 日 1 日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳君） 異議なしと認めます。よって、会期については本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第 3、議案第 1 号、西多摩衛生組合実費弁償条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第 1 号、西多摩衛生組合実費弁償条例の件につきましてご説明申し上げます。

組合では、地方自治法第 207 条の規定に基づき、地方自治法その他の法令の規定等により調査等に出頭した者並びに公聴会に参加した者に実費弁償を行う際には、調査等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例を適用しております。

本案は、この条例で規定した実費弁償に現在の個別の条例で規定している者への実費弁償を追加し、組合における実費弁償の規定を一本化すること、また組合の主催事業でご協力をいただく方やボランティアの方などに組合の公務のため旅行を依頼した場合の実費弁償について新たに規定するため、条例の全部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容は、条例の名称を「西多摩衛生組合実費弁償条例」と改めるとともに、実費弁償の対象を個別に規定し、また附則について既に実費弁償の設けていた他の条例と重複する条項を整理するため削除等をするものであります。

なお、この条例は平成 17 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

細部につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、西多摩衛生組合実費弁償条例の細部につきましてご説明申し上げます。

付属資料でございます新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

本案は、調査等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例の全部を改正しようとするものでございます。

まず、条例の名称でございますが、本条例の根拠となっております地方自治法第 207 条の規定は、実費弁償を行う範囲として、地方自治法により出頭または参加した者を限定列記いたしております。

現行条例は、これを受け、その名称を「調査等に出頭した者並びに公聴会に参加した者の実費弁償に関する条例」といたしておりましたが、今回の改正で法令に基づき出頭した者に加えて、従来、明文化されていなかった組合主催事業でご協力をいただく方やボランティアなどの組合が公務のため旅行を依頼した方々への実費弁償を追加し、これら全体を包括する名称として「実費弁償条例」といたそうとするものでございます。

次に、各条の改正でございます。まず第 1 条を趣旨とし、実費弁償を行う根拠と目的を規定いたしました。

第 2 条では、実費弁償を受ける者を個別に規定いたしております。

現行条例にある 1 号から 3 号の規定に新たに 4 号、5 号を加えまして、まず 4 号は、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に規定されている者への実費弁償に関する規定を加えたものでございます。この改正により西多摩衛生組合における実費弁償の規定が一本化されることとなるものでございます。

次に、第 5 号は組合主催事業でご協力いただく方やボランティアなど、組合が公務の遂行のため旅行を依頼した方々への規定でございます。地方自治法第 207 条では、協力者やボランティアといった方々の実費弁償については規定していませんが、国からの通知より、本条に規定していないもので明文の規定のないものについて実費弁償を支払うことは差し支えないといたしております。組合では今後、このような支出も予想されることから、その支出根拠を明確にするために追加するものでございます。

次に、第 3 条は実費弁償の種類及び支給額ですが、旅費の支給としていた見出しを条例の名称にあわせ、実費弁償といたしました。

また、第 2 項は前条に追加いたしました協力者やボランティアなどは、その性質上謝礼が支払われることから、日当を支給する必要がないため、二重に支給されることを防ぐための規定として新たに設けたものでございます。

第 4 条の見出しも第 3 条と同様に実費弁償という名称で統一させていただきました。

第 5 条でございますが、この条例の適用除外となる場合を新たに規定いたしました。公務員が職務により第 2 条に規定する法令により出頭等をする場合としては、組合職員だけでなく、その調査等の

内容によっては国、都、他の自治体の職員も想定され、こうした場合、職務であれば旅費の支給を受けられますので、そこで二重払いが起らないように適用除外を規定いたしましたものでございます。

附則では、本条例の施行期日及び第2条で既に規定のあった個別条例の実費弁償に関する重複する部分の整理を行うものでございます。

以上をもちまして、西多摩衛生組合実費弁償条例の説明を終わらせていただきます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） なければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、西多摩衛生組合実費弁償条例の件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第2号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第2号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

国及び東京都では、人事院勧告及び東京都人事委員会勧告に基づき、交通機関等を利用する職員に対する通勤手当について、従来、1カ月定期券の価格を基礎として手当額を決定していたものを、6カ月定期券等の低廉な定期券の価格により一括支給するよう改めることとしております。

本案は、当組合においてもこれらの勧告を考慮し、交通機関等を利用する職員に対する通勤手当を6カ月定期券等の低廉な価格の定期券により一括支給するため、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容でございますが、通勤手当の支給について規定している第11条に、通勤手当の額を低廉な価格とするため、組合規則で定めた支給対象期間に要するに運賃等に相当する額とする規定を加えるものでございます。

なお、この条例は平成17年4月1日から施行しようとするものであります。

改正の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長

○総務課長（渡辺良郎） それでは、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。付属資料でございます新旧対照表をごらんいただきたいと思います。と存じます。

従来、通勤手当の支給につきましては、条例第5条に規定する給料の支給方法に準じ、月の初日から末日までを計算期間と、毎月21日に当月分を支給いたしております。

今回の改正は、先ほど管理者からも申し上げましたとおり、交通機関を利用する職員に対する通勤手当を6カ月定期券等の低廉な価格により一括支給するため、条例の一部改正をいたそうとするもの

でございます。

通勤手当について規定している条例第 11 条第 2 項を第 3 項とし、第 2 項に条文を追加しております。

第 2 項中「月の初日からその月以後の月の末日までの一月を単位として組合規則で定める期間（以下、支給対象期間）」と言いますが、期間につき規定しておりますが、交通機関を利用する職員の通勤手当は、冒頭申し上げましたとおり 6 カ月定期券等の価格により一括して支給するため、6 カ月が原則となります。

しかし、この期間内に転居により手当額が変更となるなど、原則的な期間の設定のみでは対応できない場合もございますため、支給対象期間の規定の仕方を一月を単位として組合規則で定めるものとし、その支給対象期間に対する通勤に要する運賃等の相当額を規則で定める計算方法により決定し、通勤手当として支給することを規定いたしましたものでございます。

具体的な支給対象期間につきましては、規則で定めることとなりますが、JR 及びバス等の交通機関を利用するいわゆる 6 カ月定期券等の低廉な価格で手当を支給しようとする職員の支給対象期間は原則として 6 カ月とし、通勤手当の支給は支給対象期間の最初の給料の支給日に一括支給いたします。一般的な例を上げますと、4 月 1 日から 9 月 30 日までの 6 カ月を支給対象期間と定めた場合は、4 月の給料日に一括支給することとなります。

ただし、職員が支給対象期間中に転居、通勤方法を変更した場合や、育児休業等から復帰する場合、あるいは退職する場合等のケースにつきましては、別途支給対象期間を定めることといたしております。

また、支給対象期間中に転居した場合、通勤方法を変更した場合などは一括して支給した手当額を精算する必要が生じてまいります。そのような場合につきましては、購入した定期券を中途解約し、払戻金を返納させることとし、新たに支給対象期間を設定して、その者の通勤手当を支給することといたすものでございます。

今回の改正による該当職員は今のところございませんが、新規採用の職員や派遣等の際に該当者が出た場合に適用したいと考えております。

なお、車などの用具を利用して通勤する職員等の支給対象期間は、1 カ月と規定しておりますので、手当の支給について従来と同様となります。

附則でございますが、この条例は平成 17 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上をもちまして、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） 以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 2 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号、西多摩衛生組合一般職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第3号、西多摩衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例及び西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第3号、西多摩衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例及び西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件につきましてご説明申し上げます。

改正の内容でございますが、給料・報酬等につきましては地方自治法により条例で定めることと規定されております。

当組合においては、監査委員の報酬につきまして、西多摩衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例において規定しておりました。

しかしながら、平成14年4月の情報公開条例の施行にあわせ、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例も施行していることから、特別職の給与等と報酬等につきまして、今回個々に整理をさせていただくものでございます。

また、平成18年4月に改正施行いたします高齢者雇用安定法において規定されます継続雇用制度にも対応するよう、非常勤特別職として嘱託員も規定させていただいております。

改正の詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、西多摩衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例及び西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

給料、報酬等については、地方自治法におきまして条例で定める旨規定しております。特別職の職が限られておりました当組合では、特別職の職員の給与等に関する条例の中で監査委員の報酬等も規定しておったところでございます。

しかし、平成14年4月の情報公開条例の施行にあわせ非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例も施行していることから、特別職の職員の給与等に関する条例の中で規定しておりました監査委員の部分を削除し、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の中で規定させていただこうとするものが主な改正の内容でございます。

まず、第1条の西多摩衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げますと、第1条、付属資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

本条例の第1条では、第4号の監査委員を削除し、この条例に規定する職員を管理者・副管理者・収入役とし、その総称を「管理者等」に改めるものでございます。

第2条では、第4号を削除したことにより「管理者等」に改めております。

第4条では、「、月額をもって」を「、月割計算により」に改め、第5条では、給料の支給日を3月と12月としていたものを3月のみとして、中途での支給の定めを追加したところでございます。

第6条及び第7条につきましては、監査委員についての規定でございましたので、削除させていただき、第8条を第2条と同様、文言を「管理者等」に改めて、第6条といたしたところでございます。

第7条は、給料及び旅費の支給方法についての規定でございまして、一般職の職員の支給方法の例

によるものとするものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は平成 17 年 4 月 1 日から施行しようとするものでございます。

次に、第 2 条の西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。第 2 条、付属資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

本条例では、第 2 条第 2 項の次に 3 項を加え、第 3 項では月額報酬の者の中途計算の方法の規定でございまして、死亡による離職を除き日割計算により支給しようとするものでございます。

第 4 項では、年額報酬の者の中途計算の方法の規定でございまして、月割計算により支給しようとするものでございます。

第 5 項は、重複支給の禁止を定めたものでございます。

第 4 条は、報酬及び旅費の支給方法についての規定でございまして、一般職の職員の支給方法の例によるものとするものでございます。

また、西多摩衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例から削除いたしました監査委員につきましては、別表第 1 に記載させていただきました。

なお、高齢者雇用安定法の改正に伴いまして、平成 25 年までには 65 歳まで定年を引き上げることとされており、また再任用や再雇用といった継続雇用制度の導入、または定年制度の定め廃止の措置のいずれかを講じなければならないと同法第 9 条第 1 項で規定しておりますことから、当組合においても嘱託員制度を設け、日額報酬の上限を 1 万 2,000 円、月額報酬の上限を 60 万円とし、その範囲内で管理者が定めるよう、別表に加えさせていただいたものでございます。

また、以前より議員の方々からも技術や知識を継承していくために、再任用、再雇用制度の導入をとの提案がございましたので、有効に嘱託員制度を活用していきたいと考えているところでございます。

なお、附則でございますが、この条例は平成 17 年 4 月 1 日から施行いたすものでございます。

以上をもちまして、西多摩衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例及び西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。

○議 長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。11 番松山議員。

○11 番（松山 清） 一つお聞きしておきたいと思いますが、嘱託員なんですが、日額 1 万 2,000 円、それは月額が 60 万円の範囲内ということなんですが、この 60 万円とした根拠は何かあるんですか。

これは非常に相当の金額になるわけですけども、その根拠を一つ。

○議 長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） この嘱託員でございますが、当組合の嘱託員としては、原則的には退職者の再雇用者を予定をしているところでございますが、ごみ焼却工場の特徴と申しますか、ごみを焼却するにつきましては、ボイラーと、それから発電ということもやっております、このためには電気主任技術者及びボイラー主任技術者というのがどうしても必要不可欠な資格でございます。

この資格を持った方というのは非常に少のうございまして、当組合にも現在、おのおの 1 名ずつしかおりません。それでこの方たち、これから、当組合でもこの二つの技術者を特に育成をしていかなければいけないのですけれども、最低でも 4～5 年はかかる予定でございます。

そのような場合に、あつてはならないことではございますが、この5年間に有資格者の方が病気とか事故等で退職、あるいは長期の欠席というふうなことになりますと、焼却業務ができなくなる可能性がございます。そのようなことから、有資格者を確保するために東京都の退職者の給与とか、それから民間での有資格者の報酬が月額2万4,000円ぐらいというふうなこともございまして、そのようなことを参考にいたしまして、上限が60万円という金額を設けさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ほかになければ、以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） 異議なしと認めます。よって、議案第3号、西多摩衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例及び西多摩衛生組合非常勤特別職員の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第4号、焼却灰搬出設備改造工事請負契約の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま議題となりました議案第4号、焼却灰搬出設備改造工事請負契約の件につきましてご説明申し上げます。

この工事請負契約につきましては、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が出した第三次廃棄物減容化計画におけるエコセメント事業により、当組合の焼却灰搬出設備の改造が必要となったものでございます。

第3次廃棄物減容化計画は、多摩地域全体が循環型地域社会形成を目指し、リサイクルの推進、最終処分場の延命、安全な埋め立てを目的として策定されたものであります。

エコセメント事業における今回の改造工事は、当組合においても飛灰での搬出をすることで搬出量及び薬品類の削減となり、しいては東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合への負担金の軽減となることから、構成市町の財政におきましても大きな削減効果があるものでございます。

契約の締結内容でございますが、契約の目的は焼却灰搬出設備改造工事でございます。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約金額は、2億5,200万円でございます。

契約業者は、石川島播磨重工業株式会社代表取締役社長伊藤源嗣でございます。

工期は、契約確定の翌日から平成18年3月31日でございます。

支出科目等につきましては、平成16年度、平成17年度の債務負担行為で、款、じん芥処理費、項、じん芥処理費、目、じん芥処理費、節、工事請負費でございます。

なお、契約方法等につきましては契約事務協議会での協議、あるいは第三者機関での設計額の見直しなどにより適正化を図ったところでございます。

これらの詳細につきましては、工事概要も含め事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、焼却灰搬出設備改造工事請負契約につきまして、本工事の計画から契約までの経過につきましてご説明させていただきたいと思えます。

特に資料は用意してございませんが、よろしくお願ひ申し上げます。

この焼却灰搬出設備の改造計画は、三多摩地域廃棄物広域処分組合の第三次廃棄物減容化計画に基づくエコセメント事業により、平成13年ごろから始っておりまして、当初の計画では屋外に設置する予定でございましたので、当組合の焼却プラントの建設時の契約にございます性能及び機能保証については、当組合が不利になるようなことはございませんので、契約の方法は指名競争入札を実施する予定でございました。

しかし、当組合の敷地が一般廃棄物の埋立地であった関係で、東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に抵触するおそれがあったので、東京都に相談いたしましたところ、環境影響評価の実施が必要であることが判明いたしましたところでございます。この環境影響評価を実施いたしますと、それにかかる莫大な経費と、また相当長期の期間がかかることが判明いたしましたところでございます。

一方、三多摩地域廃棄物広域処分組合でのエコセメント施設の定期補修時の対応につきましては、従来どおり薬剤処理をした灰を受け入れるということになりましたので、当組合でも既存の薬剤処理施設と併用できる設備に改造する必要が生じてきたところでございます。このようなことから、焼却灰搬出設備は当初計画の屋外設置から工場棟内に設置する計画に変更いたしましたところでございます。

当組合の焼却プラントの建設に伴う契約方法は、性能保証発注方式を採用している関係から、本工事の契約方法について、担当部署と検討を重ねてきた中で、当組合内部にございます契約事務協議会におきまして調査研究を行いまして、昨年12月には随意契約が妥当であるとの意見具申を管理者に行ったところでございます。

まず、性能保証発注方式というものはどういうものかと申しますと、受注者に対して設計並びに施工上の瑕疵担保責任を負わせ、あわせて性能を保証させる発注方式でございまして、今回の工事に関係する性能の内容でございしますが、1点目として、各種有害物質の規制値をクリアするとともに、組合で定めた公害対策を実施すること。2点目は、焼却灰を三多摩地域廃棄物広域処分組合で定める基準に適合させ、埋め立て処分できる対応を実施することなどでございます。

性能保証発注方式のメリットといたしましては、何といたしましても発注書の性能仕様を満足できないときは完成後においても請負者の責任において改善を行わなければならないということでございます。このことは平成10年に完成して以降、その効果が発揮されたところでございます。

ただし、今回の焼却灰搬出設備改造工事のように、性能保証の内容に明記されている埋め立てする焼却灰の基準に関係する設備の設計変更の場合、請負業者以外の者に設計をさせた場合は、灰搬出設備に付随するすべての設備が性能保証の対象から外れることとなります。

さらに、今回の工事の特色は、一つには、ごみ焼却プラントが稼動中であること。二つ目として、狭い場所での工事となるため、焼却プラントについて熟知している必要があること。そして三つ目として、既存の焼却灰薬剤処理装置の性能を維持させながら、新しい焼却灰搬出設備と一体化する必要があるものでございます。

このごみ焼却プラントの全体の性能保証の明確化など総合的、かつ長期的な運営面からも組合にとって大きなメリットとなることから、石川島播磨重工業株式会社と随意契約することが性能及び機能

保証を担保できるため、組合にとって有利であるとの結論に至ったところでございます。

また、随意契約に伴う適正な設計金額の確保につきましては、後ほど管理課長からご説明申し上げますが、東京都環境整備公社の支援により適正な設計金額が確保されているところでございます。

恐れ入ります。議案第4号付属資料をごらんいただきたいと思います。

見積りの経過でございます。本契約は随意契約でございますが、契約に際しては入札形式により行ったところでございます。当組合の見積り額2億4,000万円に対しまして石川島播磨重工業株式会社の見積り額は、表にございますように、3回目の見積り額では2億4,500万円でございます、予定価格に達しなかったため協議をいたしまして、2億4,000万円に落札となったものでございます。なお、付属資料の金額は消費税を含まない金額となっております。

以上で契約関係の説明とさせていただきます。また工事内容等につきましては、管理課長よりご説明申し上げます。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、議案第4号の付属資料に基づきまして、焼却灰の搬出設備改造工事の内容及び積算金額算出方法の概要につきましてご説明をいたします。

まず、工事概要ですが、図面の1をごらん願います。図面上の青色の部分改造部分でございまして、ピンク色が新設部分になります。

次に、①の部分ですが、工場棟内の工事範囲でございます。1階から4階で工作室、灰固化室が主な工事箇所となります。現在、1階にあります工作室が新たな飛灰搬出室となります。

②の部分ですが、工作室がなくなりますので、既設の車庫棟を改造することで新しい工作室といたします。

車庫棟の機能につきましては、③の部分に新しい倉庫を建設いたします。この倉庫は当初計画を見直しまして、一般的に販売されていますプレハブ形状のガレージを2棟設置する簡易的なもので、④の部分新倉庫棟の立面図となっております。

次に、図面の2をごらん願いたいと思います。灰搬出設備の機械工事部分の概要を説明いたします。色分けについてですが、既設利用がオレンジ、改造部分が青色、新設がピンクで色分けをしています。

それでは、灰の流れに沿って順次ご説明をいたします。焼却灰はまず①のダスト貯槽にためられます。そこからダスト搬送コンベヤーを通り、②のダストバッファータンクへ送られます。今回の工事はできる限り既設の設備を有効利用していく考えでありますので、このバッファータンク以降の改造となります。

また、当組合では各機器はバックアップを考慮しており、A、B系の2系統がございまして、今回は2系統とも実施をいたします。

次に、②のバッファータンクでございますが、車両1台分の灰を貯留できる大きさに改造いたします。既設5立方から10立方の大きさとなります。

次に、③は灰を一定量送り出す機械ですが、これは灰を積み込む時間短縮を目的といたしまして、現在の能力をアップする改造といたします。

次に、④でございますが、振り分けダンパーを新設します。これは灰を既存の薬剤処理設備側及び今回設置する飛灰搬出設備側に振り分ける機械でございます。既設側はオレンジ色側でございますが、薬剤処理の機器を通り灰ピットに至ります。この部分は工事は発生いたしません。

ピンク色の飛灰側は、振り分けダンパーを通りまして、⑤の新設のダスト搬出コンベヤーにいけます。このコンベヤーはA、B系統をまとめて⑥の飛灰積み込み装置に送るものでございます。⑥は灰

を車両に積み込むための機器となります。

付帯工事といたしまして、左隅になります。⑦になります。これはローリー車に積み込む際に、ローリー内の空気抜き用の配管工事でございます。またこの配管の先は、中段でございます⑧の部分、既設のダスト固化用バグフィルターに接続され、ここで灰を取り除いた後、その下の⑨の新設の輸送コンベヤー及び振り分けダンパーを通りまして、再び搬出ルートに戻るシステムになっております。

次に、ダイオキシン対策の設備といたしましては、中段の一番下の⑩の部分、積み込み作業員のためのエアシャワーの設置を行います。また万が一灰をこぼしてしまった場合の対応策として、その左に囲ってございますが、既設の真空掃除機の配管を改造します。これは既設の大型掃除機を有効利用いたしまして、吸い込み口だけを改造し、灰を吸うことができるようにいたします。また灰を吸い取った後の洗浄につきましても、既設のプラント配管より改造しまして、蛇口のみを取り付けます。

この洗浄水の水処理につきましては、図面の3をごらん願いたいと思います。洗浄水の処理につきましても、1階の飛灰搬出室の床をまず防水処理をいたします。そしてそこがございます①のように周囲に配水用の溝をつくります。この溝に流れた水を、外部にあります②、③の枥を通りまして、最終的には④の既設の灰出し用の枥に集中させます。ここからは既設の配管を通り、組合の排水処理施設に送られ適正な処理をする予定でございます。

最後に⑤の部分でございますが、これは運転手の控え室でございます。灰の積み込み作業の監視、待機場所として新設をいたします。

以上が工事内容の概要でございます。

次に、資料4枚目の工事の行程をごらん願いたいと思います。

工事期間は、平成17年4月から18年3月の1年となります。4月から6月の3カ月間は詳細設計期間及び各種申請期間となります。機械工事では機器製作期が約6カ月でございます。実質的な取付工事は11月中旬からとなります。

土建工事は、電気関係の分電盤やシャッター及びガレージ等の機器製作期間が3カ月でございます。実質工事は10月初めから開始予定でございます。12月末には大きな工事は完了予定でございます。

一番下に小さく全炉停止期間というのがございますが、2月4日から19日までの約16日間を全炉停止として考えてございます。この期間を利用しまして最終的な設備ごとの取り付け工事を集中的に行います。

したがって、休祭日及び夜間を問わず24時間体制で工事を実施することで、焼却業務に影響のないように進めていきたいと考えております。2月末にはほぼ工事は完了する予定でございます。3月に試運転を予定してまいります。

以上が現段階での工事行程となっております。

次に、次のページにをお開き願いたいと思います。

設計金額の算出方法の概略についてご説明いたします。上段の金額の一覧表でございますが、①は当初の計画に基づきまして業者より参考の概算見積りを聴取いたしております。額として3億1,000万円でございます。その後、組合独自で施行の方法や既設の有効利用などの見直しをして、組合の設計基準で算出した額が②の2億6,452万円でございます。

次に、組合当初設計額に基づきまして、現在、積算等の技術的な支援委託先であります東京都環境整備公社に組合設計の見直しを依頼した額が③の2億4,000万円といった設計金額となりました。結

果として2,448万5,000円ほどの支援効果となっております。

具体的な指摘事項でございますが、下段に組合の算出方法との比較表としてまとめをしてございます。まず1の参考資料ですが、特に指摘はございませんでした。

次に、設計金額算出根拠の1)材料費ですが、これは通常は10%以下の引き率でいいのですが、今回は機械工事が主用となるため、このような場合は15%引きが望ましいという指摘がございました。これを見直しまして、削減としては約810万円ほどの効果が出ております。

次に、(2)の工事の歩掛けにつきましては、指摘はございませんでした。

次に、3番目の労務単価についてですが、労務単価は、下記の7種類の工期を参考資料から使用しまして、技術員につきましてはメーカー技術員のみを計上することという指摘がございましたが、これらにつきましてはもう既に定期補修工事の積算時にも指摘がありましたので、当初から実施をしているところでございます。

次に、4番目の割増率についてでございますが、当初設計では下記のように4項目の割増し項目を使用し、全体で9割増しとしておりました。これのうち作業環境対策につきましては、撤去工事のみに採用しなさいという指摘がございました。したがって、撤去工事のみが9割増しで、その他の工事については7割増しの積算といたしております。支援効果としましては約490万円ほどの削減となっております。

次に、5番目の諸経費でございますが、当初は機械工事、建築工事、機械設備工事、電気工事の4項目についてそれぞれ参考資料より規定の比率を使用し算出していましたが、今回の工事は複数の業種を一括して発注するため、一括として発注するための比率を使用しなさいという指摘がございました。そのため主体工事を機械工事といたしまして、建築、機械、電気、外構工事を一括として算出した結果、諸経費の比率の違いによりまして、支援効果としては750万円ほどとなっております。

最後になりますが、その他の指摘事項といたしましては①から④でございまして、現地調整費の見直しや機器の試運転調整費及び現場雑費の削減の指摘がございました。これらを見直したところでございます。

以上のような見直しをした結果、全体で2,448万5,000円ほどの見直し効果が出たということでございます。

以上で議案第4号の付属資料の説明とさせていただきます。

○議長(森田昌巳) 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

2時30分まで休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○議長(森田昌巳) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。7番高橋議員。

○7番(高橋美枝子) 幾つか質問させていただきます。

まず、私も随意契約になっていることについて、なぜなんだろうというのを伺おうとしたのですが、今若干の説明があったわけですね。それで入札の当初、予定だったのだけれどもみみたいな話もありましたけれども、環境影響評価というのをやはりやった方がもっとみんなのためになったのではないかなということは感じるんですが、もし環境影響評価をやって工事を進めるとしたらどのぐらいの時間だとか金額だとかはかかったのかというようなことですね。

それと、今回のような工事の例はほかに今までやったところがあるのかどうかですね。市原

市はエコセメント工場があるわけですが、そこら当たりでそのような工事をやっているのかどうかということを知りたいと思います。

あとこの入札で随意契約ということで、このような工事をやれる会社というのがどのくらいあるのかなど、それがちょっと疑問だったんですが、それについても伺いたいと思います。

それと、金額なんです。今いろいろ説明があって、2億4,000万円という形になったのですが、この金額が妥当かどうかというのも私たちにはちょっとはっきりわからないわけですね。最初の初めの質問でも言いましたけれども、こういう工事をやって、今まで類似の例があったとしたらどれぐらいの金額でやっていたのかという例があったらちょっと教えていただきたい。

それと、性能保証発注方式というようなことが言われておりました。これについては文書などはなく、単に説明があったわけですが、この性能保証発注方式のいろいろなものについて、例えば有害物質があったらどうのこうのとか、いろいろなものがあるみたいなのですが、これについてもどういう内容なのか、ももう少し詳しい資料なんかがあったらそれをやはり出してほしいなというふうに思います。

それと、エコセメントの問題について、この際ですのでちょっと幾つか聞いていきたいと思うんです。エコセメントをするために今度やるわけですから聞くということですね。

エコセメントの施設建設費等は幾らかということ、運営費は幾らぐらいかかるのかということですね。それとエコセメント工場における1日当たりの焼却残渣の処理は平均何トンぐらいになるのかということです。年間の稼働日は何日で、年間何トンを用意しているのか、結局高い温度で燃焼するわけですが、年間の二酸化炭素排出量というのは計算をしたことがあるのかどうかということですね。

それと、現在、1日当たりの焼却残渣の受け入れ量が幾らで、どのぐらいなのかということです。

それと、これからの問題なんですが、流動床とストーカー飛灰、ここの西多摩衛生組合は流動床で、それでこういう工事が行われるわけですが、ストーカー飛灰の場合は受け入れ単価が違うのかどうかですね。これについては、実は市原市などでは流動床は4万4,100円、ストーカー飛灰は6万900円ということが、もう本当は前から決まっていたのだよということがわかったらしいんですが、そういう違いは実際あるのかどうか、その辺についても伺いたいと思います。

それと、今、ごみは減らしていかなければということで、現在も処分場ではごみの量が減ると貢献度が評価されていますよね。貢献料ということで。これからもごみは減らしていかなければいけないんですけれども、そういうごみがどんどんどんどん減っていった場合の対応というのは考えられているのかということですね。

それと、エコセメントの1トン当たりの製造費は幾らになるのか。それと販売価格や販売ルートはどのようにしているのか。

あとエコセメントそのものの安全性についても、議会の方で上がっていますが、安全性が証明されるデータなどは公開されているのかどうかということです。

それと、エコセメント工場が民間で運営を委託されるわけですね。市原市では去年11月、事故があったけれども、住民への説明というのはほとんどなかった、しかも市原市への報告なども大分遅かったということで、そういう事故などの問題については民間だとなかなか表に出ないということがあるわけですが、今回の場合は住民などへの説明責任、もちろん三多摩の処分場や、それぞれの自治体への説明も含めまして、そういう説明責任が果たされる状況にあるのかどうかということについて伺います。

以上です。

(「整理した方がいいよ。うちの議会でやることじゃないよ」と呼ぶ者あり)

○議長(森田昌巳) 大分項目が多いようなんですけれども。

(「項目じゃなくて内容が違う」と呼ぶ者あり)

○7番(高橋美枝子) 管理者の方で答えることでしょうか。

(「余計なこと言うなよ」と呼ぶ者あり)

○議長(森田昌巳) 焼却灰搬出設備改造工事請負契約に絞って。

○7番(高橋美枝子) 一応エコセメントについてこういう工事をやるわけですから、エコセメントの問題点、それについてもあわせて伺いたいということです。絶対それには答えられないというのなら、そう答えていただければいいです。

○議長(森田昌巳) 島田管理課長。

○管理課長(島田善道) それでは、9点のご質問をいただきました。後段のほとんどの部分がエコセメントの本体工事の関連、したがって、処分組合の関連だと理解をしております。西多摩衛生組合は処分組合の構成団体になってございません。私どもの青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町は構成団体でございますが、直接当組合は関与していませんので、答弁の方はお許しを願いたいと思います。

前段の5点につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

第1点目の、もしアセスをしたらどのぐらいの期間とお金がかかったのでしょうかということで、アセスにつきましては約1年間、年額では1億5,000万円、やったらどうですかというご意見なんですが、実は西多摩衛生組合、この建設のときに全部の敷地を環境アセスをかけております。それと同じことをまたやれという指導です。これはどう見ても二重手間といいますか、二重投資ということで、費用対効果を考えるとむだな事業であるというふうに考えております。

それから、他の工場でもこういう搬出設備を実施しているのかというご質問でございますが、我々と同じ流動床方式、23区にあります豊島清掃工場、こちらで灰出し設備をしてございます。金額につきましては5億円がかかってございます。

それから、随意契約でIHIと契約をしてございます。したがって、他の業者でこういうふうなことができるのかということもございましたが、私どもとしては性能保証、あるいは施設の稼働時における改造工事、いろいろなことを判断しまして、他のメーカーでできるものではないというふうに考えております。

性能保証発注方式の詳細につきましては、総務課長の方から説明をいたします。

○議長(森田昌巳) 渡辺総務課長。

○総務課長(渡辺良郎) 性能保証発注方式についてのご質問でございますが、資料ということでございましたが、特に今用意してございません。

性能方式のどういうものかということは、先ほども若干触れさせていただきましたけれども、もう一度申し上げますと、まず性能保証発注方式とは、発注者に対して設計並びに施行上の瑕疵担保責任を負わせ、あわせて性能を保証させる発注方式でございます。

性能保証の内容でございますが、各種有害物質の規制値をクリアするとともに、組合で定めた公害対策を実施すること。それから焼却灰を広域処分組合で定める基準に適合させ、埋め立て処分できる対応を実施すること。あくまでもこれは今回の灰搬出設備についての部分でございますが。

3番目といたしまして、発注仕様書を契約条件として契約を締結する。それから工事契約後に発注者が組合で示した仕様書を満足できるように独自で実施設計を行い、発注者の確認を得た後に施

行する。それから性能発注の受注者は一般の公共工事と同様の施行上の瑕疵担保責任に限らず性能仕様を満足できないときは設計上の瑕疵担保責任を問われることになる。また設計、完成後においても性能条件を満たしていないのであればとの疑義が生じた場合には、請負者の責任において確認を行い、性能条件を満たしていない場合は請負者の責任において改善を行わなければならないというようなこととございます。

簡単に申し上げますと、発注者、組合では1日に何トンの生ごみを燃やす炉をつくってほしいと、その形式については3炉であると、それから発電設備を設けると、それで各種の公害の規制値をクリアしたものを排ガスと、それから灰についてはその規制値をクリアしなさいということとございます。

なぜそういうふうな形になりましたかと申しますと、主にこの焼却施設の中には受け入れ、それから供給設備、これはクレーンが主なものとございます。それから焼却炉そのものとございます。それからボイラー、発電設備、それから各種公害防止設備、そういうふうなもの、それから灰を出す設備等で、大きく分けると大体七つぐらいのプラントが総合的にできた施設とございますので、このような技術者を一自治体で確保するというのは困難な状況とございます。一つでも大きなプラントというふうなことになりますので。

そういうような観点から、こういうふうな高度な設備につきましては、総合的なプラントメーカーであるところに技術的な部分をお願いをして、そのかわりにすべて公害の発生のない、こちらの仕様に基づいたものをつくってほしいと、今後も、完成後もその性能も維持をするという約束のもとに発注をする方式とございます。

簡単でございますけれども、そのような状況とございます。

○議長（森田昌巳） 須田事務局長。

○事務局長（須田進午） 幾つか質問が多くございまして、当組合以外の関連する事項がございました。エコセメントの施設建設、運営、また1カ月の焼却残渣、その他ストーカー炉の単価ですとか、減らしていった場合の1炉の原価、またエコセメントの単価、安全性のデータ、その後の民間の運営、住民への説明、これらにつきましては、ただいまこの質問につきましては、東京都三多摩廃棄物広域処分組合の所管事項で、なおかつ二ツ塚へ建設されるものとございます。

今、私たちの西多摩衛生組合議会でご検討いただいておりますのは、そこへ持っていく焼却灰の搬出設備改造工事の請負契約ということとございますので、その点につきましては私どもの方からお答えする立場にないというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（森田昌巳） 7番高橋議員。

○7番（高橋美枝子） 三多摩の処分場の方のことについては一切答えられないということなんですが、さっきエコセメント計画というか、そちらの方の中で幾つか、やはり答えてもらいたいなというのがあるんですよね。例えば流動床とストーカーの方の飛灰では金額が変わるのかどうなのかという問題は、ここの西多摩衛生組合としては2億5,000万円のお金をかけるわけですから、そういう意味で安くなるのかどうなのかということは知りたいわけですし、今現在、西多摩衛生組合が焼却残渣をどれぐらい持って行って、今後それが減っていった場合どうなるのかということなどについては、この西多摩衛生組合、もちろんそれぞれの自治体がまずは大きな問題ということになるわけでしょうけれども、西多摩衛生組合としてどんどん持ち込みが減っていくという問題についても、少しは話し合いがされてもいいのではないかなというふうに思ったんですね。その辺についてもお答えに成れない

かということ伺います。

それと、契約の方の性能保証発注方式について、なかなか言葉で伺ってもよくわからないのですね。簡単にいうとこうですとかいろいろまた難しい話があったんですが、この中味について後でぜひ情報公開ということで請求させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（森田昌巳） 須田事務局長。

○事務局長（須田進午） 最初の、流動床とストーカー炉で単価が違うと、そういうことぐらいお答えできるだろうというご質問でございますが、私ども特にその辺は聞いて、団体が違いますので、特には聞いてございませんし、またお金を払うのは西多摩衛生組合ではございません。

以上でございます。

○7 番（高橋美枝子） もういいです。

○議長（森田昌巳） ほかにございませんか。8 番門間議員。

○8 番（門間淑子） 何点かお尋ねします。

まず、この契約の金額なんですけれども、資料に基づきまして、一番最初に参考見積額というのは、これは事業者の方から出された金額だと思いますが、3億 1,100 万円というのが出ていますね。その後組合がいろいろ決定に対して計算してみたら2億 6,000 万円とか下がってきたと、さらに外部機関の支援を受けて計算し直したらもっと下がりましたということが数字で出ているわけですが、そうしますと一番最初に事業者が出した参考見積額が高過ぎたということになるわけです。

なぜこんな高い金額が出てきたのかおわかりになるでしょうか。いろいろこういう公共工事の契約については論議されているところもありまして、しかも今回は随意契約で石川島播磨ということ、従前からお付き合いのある企業に契約がいくわけで、その見積り金額がこれほどに高いということについて、衛生組合としてはどういうふうと考えていらっしゃるか、まず第1点にお伺いします。

私は契約とかということには余り詳しくはないのですが、最後のページの（4）のところに割増し率というのがあるんですが、こういう契約ではこういうのが常識なのかどうか、一般的な普通の人間が生活しているところという数値とか言葉というのはわからないのですけれども、この工事契約における割増し率、単価とかというのはわかりますし、その上の言葉もわかるのですが、これがどうということなのかお聞きいたします。

それから、工事の期間を見てみますと、2月4日から2月19日の16日間は全炉が停止するというふうになっております。この期間は焼却しないということなんでしょうけれども、各構成市町のごみの回収というのはなされるだろうと思うのですね。その場合のピットの問題も含めて可能なかどうかということですね。

それから運転、運用開始の前に、実証実験というのではないでしょうけれども、実験的な運用というのがあるのだと思いますけれども、その期間はいつごろからどういうふうになるのかということをお話ください。

それから、こういう工事があって、その後大きな10トン車が出ていくというようなことについて、地域の人たちには説明されているかどうかですね。保全協という、瑞穂町、羽村市にそれぞれの対策協議会があるわけで、こういうような説明はされているかどうかということ、とりあえずそれをお願いします。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） それでは、参考見積りとの差額ということでございますけれども、この参考

見積りを聴取したのは7月ごろでございまして、この見積りの時点と、先ほど私の方の説明もさせていただきましたが、組合設計をするときに有効に既存施設を利用しようということで見直しをしています。

具体的に言いますと、例えばメーカーから出された見積りの中には、例のバッファータンクというのがございましたけれども、あれは3メートル、幅が2メートルという巨大なものがあります。あれを現地で製作をしまして、そのまま組合の中へ入れたとする場合は、外壁を全部壊しまして、穴を開けて、そこから入れなければいけない、そうすると外壁を壊してもう1回きれいにするという二重手間みたいな案もございました。

そういったのが結構ございまして、これではもっと経費がかかるということで、もっと合理的な方法はないのかということで、組合の職員の方で一生懸命考えまして、結果的には分解しながら小さいパーツにして、少しずつ運んで現地で組み立てをしましょうと、こういった方法に見直しをしていますから、決して初めから高いとか、そういう意識は私としては持っておりません。

それから、2番目としては割増しの関係なのですが、これは当然ございまして、清掃工場、いわゆる今回該当する工事範囲というのは、作業員が灰を直接吸う設備というか、そういう部屋の中の工事ということで、これはもうどこの設計基準を見ましても、そういうときには大変な仕事であるということで、当然そういう割増しを見なさいということになっております。決して不思議なことではございません。

実態としてエアラインマスク、すっぽりかぶって空気を入れて、作業効率は鈍くなりますけれども、そういうエアラインマスクをかぶっての作業となります。非常に作業をする方は困難な作業ということでご理解をいただきたいと思います。

それから、全炉停止のときのごみピットの問題は大丈夫なのかというご指摘ですが、現在もごみピット、今年度は11日間全炉停止がございまして、ついこの間その全炉停止が終わりました。

その間、組合としては全炉停止に入る前にできるだけごみを燃やして、2炉稼働をしまして、ピットの底の方までごみを燃やしまして、実際全炉停止になる前にそういう準備をしていくということで従来やっておりますので心配はないと、要するにピットから出ていくような心配はないですというふうに考えております。

それから、保全協の関係ですが、地元の説明は当然、これから契約がなされましたら具体的なさらに詳細を煮詰めますので、そういうふうなことが明らかになった時点できちっと説明をしていくというふうに考えております。

あと試運転期間ですが、これは当組合ができて、当然当組合だけでもできたときに、今度は実際に運ぶときに、最終的な積み出しのときの機械の操作を講習会みたいなものを開くので、全体的な試運転期間は3月ごろを予定しています。それからそれを運んで今度はエコセメント側にも当然搬入して、向う側でも試運転期間がありますので、恐らく3月に両方そういうのが、うまく連絡しあって試運転をしていくのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（森田昌巳） 8番門間議員。

○8番（門間淑子） 再質問します。

割増し率というのは、工事に対して何かというのではなくて、危険な作業をする方たちのいわば保障的なものというふうに考えていいのでしょうか。ちょっと私の理解がよく進まないの、もうちょっとわかりやすく説明してください。非常に危険な作業であるということは十分承知していま

すし、そういう方たちの安全保障ということは万全になさなければならないというふうに思っていますので、そういうことなのか、それとも何か別のことなのか、ちょっとよくわからないのです。それが一つ。

それから、先ほど7月ごろに参考見積額を出してもらおうということで、当初は壁を壊してというような話もあったということでしたが、今、公費を使った事業をやっていくことに対しては、効率的にやっつけていかなければならないということで、修繕費がふえるとか、そういう傾向にきているわけですね。しかも公共工事の契約を巡ってさまざまな談合問題などが指摘されている中で、だからこそ組合としても自分たちでちゃんとした見直しをしたり、第三者機関の評価を受けたりしているのだと思います。

なのに、当初壁を壊して運び込むというような、乱暴なというふうにおっしゃいましたが、私もそのとおりだと思いますけれども、そういうような見積りをする事業者に対して、我が組合はこうであると、したがって、皆さんももうちょっと親切な見積りを出しなさいというようなことは言っていないのですか。

今の民間企業も経費節減ということで、随分民間にシフトして公共工事はやらなければいけない、事業運営は民間にシフトして効率的にと言っているわりには、この見積り額が膨大に大きいというのが疑問でならないわけですが、その当たりについて、この契約を受けた業者との相互関係といえますか、相互啓発関係といえますか、そういうものはどういうふうに進んでいるのか、今後この業者はこの衛生組合にかかわってくることは十分予想されますので、こういうことについて衛生組合としてはどういう対応をしていくのか、お答えいただきたいと思います。

それから、工事の日程についてですけれども、今このフローで、図で示されたわけですが、こういうような日程について、例えば試運転が3月ごろと、今の段階では「ごろ」という形になるのでしょうかけれども、実際何日とかというようなことが決まった段階で、構成市町の方にもきちんと伝えてもらえるのかどうかですね。この事業の細かな日程、いつごろどうしてというのは知りたいと思うのですけれども、そういうことがちゃんと知らされる仕組みはどういうふう考えているのか、ちょっとお願いします。

○議長（森田昌巳） 並木管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） 最初の参考見積りのところの考え方ですね。おっしゃることとは意味は全く違いますが、業者に対して、私たちが責任者としてどういうものをきちっとしていくか、このプロセスの中で私たちの西多摩衛生組合の姿勢はきちんと出ているというふうに理解しております。

ですからその前に、最初からその業者がどうだとかこうだとか予断を抱いているわけではございませんし、厳しくその出てきたものに対して精査した上で、何回も段階を踏んでおりますので、まさにその、もしこれをそのままやっていたらその予定どおりの、そういうふうなことをしてないという事実の中でご理解をいただきたいと思います。そういうことでございますので。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 割増し率の関係でございますが、危ないからということも含まれてはいますが、単純にきれいなところで楽な仕事をするよりも、やはり工事の内容が、労力も使いますけれども、時間もかかるし、そういう作業環境が劣悪ということで、実際働くのに大変だということで、工賃を割増ししていきましようという考えでございます。

それから、具体的な工事行程等がはっきりした場合には何かお知らせということですが、もちろん西多摩衛生組合の議会もそうですけれども、全協等で逐一工事の進捗状況ということで組合議員の方々には説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（森田昌巳） ほかにございませんか。11番松山議員。

○11番（松山 清） 1点だけお聞きします。

この設計金額が2億4,004万円という形で出されておまして、私もこれが妥当なのかどうか検証もしようがないので、これを信頼する以外ないのですけれども、2億4,004万円という設計金額に対して予定価格を2億4,000万円という、たった4万円しか切らなかった根拠というか、その要因としては、僕はもうちょっと普通は切っているのではないかと思うんですけれども、いかがなものか、これではまるきり最初に、設計金額イコール予定価格みたいなものですね、この場合は。その点についてちょっとご説明いただきたいと思います。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） この予定価格の設定につきましては、簡単な基準を設けてございまして、今回の工事につきましては、いわゆる汎用の工事ではなくて特殊な工事であるということと、それから狭隘な場所での特殊な工事というふうなこともございまして、そういう意味では、予定価格を下げるというふうな部分ではなかなか難しいだろうというふうな基準に基づいて設定をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 11番松山議員。

○11番（松山 清） そういう説明になるんでしょうけれども、2億4,000万円ですかね。1%でも240万円、そういう切り方をやってはいいとは言えないんでしょうけれども、それにしても余りにも、設計金額イコールみたいなものですよね。余り例はないんじゃないの。ありますか。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 今回、東京都の環境整備公社の方の設計についての支援をいただいているということで、私どもとしてはこの金額が適正な価格であろうというふうな判断に基づきまして、このような判断をさせていただいたところでございます。

○議長（森田昌巳） 11番松山議員。

○11番（松山 清） 最後に、これまでの西多摩衛生組合での関係での工事なんかだと、設計金額と予定価格はどのぐらいの開きがありましたか。何%ぐらいありましたか。同じような状況ではないと思うんですが。参考にちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） 今までで、うろ覚えで申しわけございませんでしたけれども、0.5%から0.6%ぐらいと記憶しております。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） ほかにございませんか。

ほかになければ、以上で質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

まず、原案に対する反対者から発言を許します。8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 議案第4号、焼却灰搬出設備改造工事請負契約に反対の討論を行います。

当初、この改造計画が三多摩廃棄物広域処分組合の計画に従って進められるのだというふうに説明もあったところです。この施設改造は東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が進めるエコセメント事業に対応して行われるものです。エコセメント事業を前提として西多摩衛生組合の施設改造を行うことに対しては、11月定例議会でも反対の討論を行いました。

前回の反対討論でも述べましたが、エコセメント事業は、事業年数20年で1,000億円もの税金が投入される事業であり、運営は民間委託で進められます。事業運営費の変動比率は60%で、既に原油が高騰し、今後も国際需要がより一層高まることが予想されることを考えれば、事業費総体はさらに膨らみ、構成市町の負担も大きくなっていくことは確実です。

平成12年4月に出されたエコセメント事業計画には、「公共工事等において積極的に使用すべく関係機関と協議し、さらに需要が喚起されるよう努めていく」と述べられています。つまり構成市町はグリーン購入により積極的な購入を余儀なくされ、公共工事を生み出さざるを得なくなります。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合は、110億円を超える予算規模の地方公共団体です。行政機関の保有する情報の公開に関する法律、いわゆる情報公開法には「地方公共団体はこの法の趣旨にのっとりその保有する情報の公開に関し、必要な施策を策定し及びこれを実施するよう努めなければならない」との義務規定が定められているにもかかわらず、いまだに情報公開条例を制定していません。税金で運営される地方公共団体が果たすべき責務を置き去りにしたままエコセメント事業は進められていて、事業の透明性、安全性が保障されているとは言えません。

議案第4号は、西多摩衛生組合の設備改修工事の契約案件ですが、本来の資源循環とは相反するエコセメント事業と密接につながり、その推進を保障する契約であり、反対します。

○議長（森田昌巳） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。4番大西英治議員。

○4番（大西英治） それでは、議長の許可をいただきましたので、焼却灰搬出設備改造工事請負契約の件につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

この焼却灰搬出設備改造工事につきましては、さきの11月定例会において、当組合議会で議決した債務負担行為により行った契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議決を求めてきたものであります。

管理者及び事務局からの説明にもございましたとおり、本案は東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の第三次廃棄物減容化計画に基づくエコセメント事業によるものでございます。この計画は多摩地域全体が循環型地域社会形成を目指し、リサイクルの推進、最終処分場の延命、安全な埋め立て対策を目的として行うものであり、25市1町の総意によるものであります。

当然のことながら、本案について反対するという事は、最終的には第三次廃棄物減容化計画をも否定することとなり、しいては25市1町の意に反することとなります。

今、この議会に出席されている議員各位及び管理者初め事務局の皆様、1日としてごみを出さないうで生活ができるのか、ひとつお考えいただきたいと思っております。各自治体が今、ごみの減量化に積極的に取り組んでおりますが、人間生きていく限りごみは出てまいります。出たごみは法の規定する範囲内で処理を行わない限り、ごみの山が出現しますし、焼却灰も、この処理は行き詰まってしまう。

この焼却灰搬出設備改造工事を行い、かつ焼却灰の搬出量を削減していくことは最終処分場の延命化に寄与するだけでなく、焼却灰処理に要する薬剤使用量が減少することから、組合維持管理経費においても削減効果につながります。さらには、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合への負担金も軽減されることから、構成市町の財政にとりましても大きな意義があるものと考えております。

本案につきましては、随意契約についても契約事務協議会でその妥当性について協議を重ね、設計金額については第三者機関に精査を依頼するなど契約事務の透明性、価格の適正化に配慮した適正な契約であると考えます。

本案を審議いたしますと、西多摩衛生組合のみならず組合構成市町の本旨を踏まえた適正な契約であると考えます。

以上、本案に対する賛成の立場からの討論といたします。

○議長（森田昌巳） 以上で討論を終わります。

これより議案第4号について挙手による裁決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（森田昌巳） 挙手多数であります。よって、議案第4号、焼却灰搬出設備改造工事請負契約の件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第7、議案第5号及び日程第8、議案第6号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ご異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第5号、平成17年度西多摩衛生組合予算及び日程第8、議案第6号、平成17年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（羽村市長 並木 心） ただいま一括議題となりました議案第5号、平成17年度西多摩衛生組合予算及び議案第6号、平成17年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第5号、平成17年度西多摩衛生組合予算につきましてご説明申し上げます。

平成17年度予算の算出の基礎となります数値を申し上げますと、ごみ搬入量につきましては、前年度と同量の7万4,000トンといたしました。

構成市町の人口につきましては、平成16年10月1日現在の人口数29万4,347人で、前年度より微増しております。

職員体制につきましては、本年度2名の職員が定年退職することに伴い、2名の採用を行うことから、職員数は平成16年度と同様の29名となります。なお、職員の減員部分の補充につきましては、委託内容の見直し等により対応してきたところでございますが、退職者の増大、職員の高齢化により採用せざるを得ない状況となっていることから、今後5年間で10名の採用を行っていきたいと考えております。

予算の内容でございますが、歳入におきましては、使用料収入が前年度と比較いたしまして58万7,000円の増額となっております。これは余熱利用施設マッサージ室の行政財産使用料の増額分が主な内容でございます。

このほか諸収入が前年度と比較いたしまして24万9,000円増額となっております。これは光熱水費等として自動販売機電気料の増額分が主な理由でございます。

また、本年度においては組合債として2億640万円の計上をしております。これは焼却灰搬出設備改造工事に要する事業債でございます。財務省と東京都振興基金からの借入れでございます。

この結果、分賦金につきましては前年度と比較し 7,276 万 4,000 円増の 36 億 5,033 万円となっております。

一方、歳出におきましては維持管理経費の削減に努めてきたところでございますが、財務会計電算委託料、事務機器使用料などここ数年間先送りしていた事業の計上をさせていただくことにより、人件費、補助費を除いては増額としております。

増額の内訳といたしましては、事務所費における先送りの事業の計上による増額、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合のエコセメント事業に伴う焼却灰搬出設備改造工事による増額、公債費における平成 13 年度に借り入れた余熱利用施設建設事業債の元金償還の開始によるものが主な増額の内訳でございます。

その結果といたしまして、前年度予算対比 2 億 8,000 万円の増となっております、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39 億 4,000 万円に定めようとするものでございます。

次に、議案第 6 号、平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定の件についてご説明申し上げます。

本案につきましては、組合予算の 92.6%、金額にいたしまして 36 億 5,033 万円の分賦金を構成市町ごとに決定しようとするものでございます。

詳細につきましては、事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（森田昌巳） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺良郎） それでは、議案第 5 号、平成 17 年度西多摩衛生組合予算及び議案 6 号、平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金につきましてご説明申し上げます。

恐れ入ります。予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 17 年度西多摩衛生組合予算の総則を定めたものでございます。

第 1 条では、歳入歳出の総額を定めたものでございまして、歳入歳出をそれぞれ 39 億 4,000 万円と定めようとするものでございます。

第 2 項で、款項の区分及び区分ごとの金額は、第 1 表の歳入歳出予算によるものと規定するものでございます。

第 2 条では、債務負担行為ができる事項、期間、限度額は、第 2 表債務負担行為によるものと規定するものでございます。

第 3 条は、地方債について規定したものでございまして、組合が起こす地方債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は第 3 表の地方債によるものとしたそうとするものでございます。

第 4 条は、一時借入金について規定したものでございまして、組合の経費の中で借り入れる場合の一時借入金につきましては 2 億 5,640 万円、このうち 2 億 640 万円は、消却灰搬出設備改造工事が予定より早く完成したような場合に備えまして支払う財源を措置いたそうとするものでございます。

第 5 条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。

恐れ入ります。2 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 表は、歳入歳出予算でございます。

まず、歳入でございますが、第 1 款分賦金から第 6 款組合債までの構成となっております。

次に、歳出でございますが、第 1 款議会費から第 6 款予備費までの構成でございます、歳入歳出

の合計をそれぞれ 39 億 4,000 万円といたそうとするものでございます。

第 2 表は、債務負担行為でございます。

まず、飛灰搬出運搬業務委託につきましては限度額 2,000 万円、残灰運搬委託につきましては限度額 1,000 万円といたそうとするもので、期間はいずれも平成 17 年度から 18 年度でございます。

次の第 3 表は、地方債でございます。

起債の目的は消却灰搬出設備改造工事でございます。限度額は 2 億 640 万円といたそうとするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還方法は本表のとおり予定をいたしているところでございます。

恐れ入ります。7 ページをお開きいただきたいと思ひます。

説明にあたりましては、経常的な経費につきましては例年どおりでございますので、主な変更部分についてご説明申し上げます。

歳入でございます。第 1 款 1 項 1 目分賦金は 36 億 5,033 万円、前年度対比 7,276 万 4,000 円の増額となっております。

第 2 款 1 項 1 目使用料は 6,509 万 6,000 円、前年度対比 58 万 7,000 円の増額でございます。これはフレッシュランド西多摩内に設置いたしましたマッサージルームの行政財政使用料を新規計上いたしましたものでございます。

恐れ入ります。8、9 ページをお開きいただきたいと思ひます。

第 6 款 1 項 1 目組合債 2 億 640 万円は新規計上でございます。消却灰搬出設備改造工事の財源を措置いたしましたものでございます。

以上、歳入合計は前年度と比較して 2 億 8,000 万円の増額となりまして、39 億 4,000 万円といたそうとするものでございます。

次に、9 ページに移りまして、歳出についてご説明申し上げます。

第 1 款 1 項 1 目組合議会費は 158 万 8,000 円、前年度対比 15 万 8,000 円の増でございます。主なものといたしまして、9 節の旅費で隔年実施しております行政視察の経費 18 万円を計上いたしましたものでございます。

恐れ入ります。10、11 ページをお開きいただきたいと思ひます。

第 2 款 1 項 1 目一般管理費は 2 億 2,195 万 3,000 円、前年度対比 1,280 万 7,000 円の増額でございます。増額の主なものといたしましては、2 節から 4 節までの特別職を含む職員 19 名分の人件費で、334 万 2,000 円の増額でございます。これは職員配置数を 1 名多くしたことによるものでございます。

7 節の賃金 443 万 6,000 円は、パート職員の賃金を、この後申し上げます庁舎管理費より移行いたしましたものでございます。

恐れ入ります。12、13 ページをお開きいただきたいと思ひます。

13 節委託費で財務会計電算委託料 399 万円を新規計上いたしております。これは 18 年度から稼働させる財務会計ソフト導入経費でございます。

また、14 節使用料及び賃借料で、この新規導入する財務会計システム等の使用料として 104 万円を計上いたしております。

第 2 目庁舎管理費は 1,145 万 9,000 円、前年度対比 518 万 8,000 円の減額でございます。主な理由は、パート職員の賃金を事務所費へ移行したことによるものでございます。

恐れ入ります。15 ページをお開きいただきたいと思ひます。

第 3 款 1 項 1 目じん芥処理費は 13 億 4,277 万 1,000 円、前年度対比 2 億 4,911 万 6,000 円の増額で

ございます。主な理由といたしまして、1 節報酬で 1,338 万 4,000 円を新規計上いたしておりますが、これは雇用制度の変更に伴い、臨時職員賃金から嘱託職員報酬に支出科目を変更いたしましたものでございます。

第 2 節から 4 節までは職員 14 名分の人件費で、1,552 万円の減額となっておりますが、これは配置職員数の減及び退職者と新規採用者との差額でございます。

恐れ入ります。16、17 ページをお開きいただきたいと思います。

11 節の需用費は 2 億 8,431 万 2,000 円でございます。前年度対比 292 万 5,000 円の増額でございますが、主なものといたしまして、消耗品では中央監視装置の部品交換などで 552 万 1,000 円の増額、光熱水費で 508 万 5,000 円の減額、修繕料で 191 万 1,000 円の増額となっております。

12 節役務費では 266 万 2,000 円、前年度対比 76 万 5,000 円の増額でございますが、これはボイラー及びタービンの検査手数料を新規計上いたしましたものでございます。

13 節委託料は 2 億 3,497 万 2,000 円、前年度対比 578 万 9,000 円の増額でございますが、主なものといたしましては 17 ページの説明欄にございます監視用 ITV 装置保守点検委託料 175 万 9,000 円、省エネルギー診断委託料 76 万 7,000 円、計量器法令点検委託料に 142 万 8,000 円を新規計上いたしましたものでございます。

14 節使用料 50 万 6,000 円、前年度対比 45 万 3,000 万円の増額でございますが、これは事務の効率化のためパソコン等の使用料を新規計上いたしましたものでございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開きいただきたいと思います。

15 節工事請負費は 6 億 6,797 万 2,000 円、前年度対比 2 億 5,189 万 8,000 円の増額でございますが、主なものといたしまして、焼却灰搬出設備改造工事に 2 億 5,200 万円、非常用発電機の電池交換工事に 892 万 5,000 円、計装盤冷却装置取り付け工事に 960 万 8,000 円を新規計上いたしましたものでございます。

18 節備品購入費 60 万 5,000 円は、工場棟事務室用の椅子及び洗濯機の買い換えでございます。

第 4 款余熱利用施設事業費 1 項 1 目施設運営費は 1 億 2,805 万円、前年度対比 499 万 3,000 円の減額でございます。主なものといたしまして、人件費で臨時職員の退職に伴い賃金 189 万円を削除いたしましたところでございます。

恐れ入ります。20、21 ページをお開きいただきたいと思います。

13 節委託料は 6,176 万 9,000 円、前年度対比 201 万 6,000 円の減額でございますが、これは委託事業の見直しを図りまして経費の削減に努めたところでございます。

21 ページの説明欄の一番下にございます特殊建築物及び防火対象物定期検査委託料 31 万 5,000 円は新規計上でございまして、建設基準法に基づき 3 年ごとに義務付けられた法定検査でございます。

恐れ入ります。22、23 ページをお開きいただきたいと思います。

第 5 款公債費 22 億 3,155 万 5,000 円は、借入れに伴います返済でございます。なお、飛灰搬出設備改造工事に伴います返済は、2 年据え置き 10 年払いと想定しております。

恐れ入ります。24 ページをお開きいただきたいと思います。

第 6 款予備費につきましては 262 万 4,000 円を措置させていただくものでございます。

以上、歳出合計は、前年度対比 2 億 8,000 万円増額いたしまして 39 億 4,000 万円となるものでございます。

続きまして関係資料でございますが、26 ページから 35 ページにつきましては、ただいまご説明申し上げました給与費の明細でございます。

恐れ入ります。36 ページをお開きいただきたいと思います。

これは、債務負担行為に関する調書でございます。平成 16 年度に設定いたしました焼却灰搬出設備改造工事は、先ほど契約同意をいただきましたので、17 年度の支出額は 2 億 5,200 万円でございます。財源内訳といたしましては、工事費 2 億 5,200 万円のうち 2 億 640 万円を地方債で、残り 4,560 万円は一般財源で措置いたそうとするものでございます。

次に、平成 17 年度に設定いたします飛灰搬出運搬業務委託の限度額を 2,000 万円、期間は平成 17 年、18 年度とし、財源を一般財源で措置いたそうとするものでございます。

次の残灰運搬委託は平成 17 年度に設定いたしまして、その限度額を 1,000 万円、期間は平成 17、18 年度といたしまして、財源は一般財源で措置いたそうとするものでございます。

37 ページでございますが、地方債に関する調書でございます。右側の一番下にございます 123 億 121 万円が平成 17 年度末における地方債の現在高の見込みでございます。

以上で平成 17 年度西多摩衛生組合予算の説明とさせていただきます。

引き続きまして、平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案第 6 号付属資料をご用意いただきたいと思います。

表 1 は分賦金の比較でございます。先ほど説明申し上げましたが、平成 17 年度予算に基づきまして構成市町の分賦金を積算いたしましたものでございます。

青梅市は 16 億 9,747 万 3,000 円と積算いたしまして、前年度対比 3,555 万 4,000 円、2.1%の増となっております。

福生市は 7 億 7,321 万 1,000 円、前年度対比 2,502 万 1,000 円、3.3%の増となっております。

羽村市は 7 億 1,408 万 6,000 円、前年度対比 2,554 万 3,000 円、3.7%の増となっております。

瑞穂町は 4 億 6,556 万円、前年度対比 1,335 万 4,000 円、2.8%の減となっております。

合計いたしまして 36 億 5,033 万円、前年度対比 7,276 万 4,000 円、2%の増となっております。

次の表 2 は、人口割合の前年度との比較でございますが、青梅市の人口は 428 人増加いたしまして 14 万 848 人、福生市は 65 人減少し 6 万 1,850 人、羽村市は 142 人増加いたしまして 5 万 7,076 人、瑞穂町は 6 人増加いたしまして 3 万 4,573 人となりまして、合計で 511 人が増加いたして、構成市町の全体の人口は 29 万 4,347 人となっております。

表 3 はごみ搬入量の前年度との比較でございます。青梅市は前年度より 100 トン増加し 3 万 3,600 トン、福生市は 200 トン増加し 1 万 5,300 トン、羽村市は 300 トン増加いたしまして 1 万 4,500 トン、瑞穂町では 1,600 トン減少いたしまして 1 万 600 トンと見込みまして、ごみ搬入量の合計は前年度より 1,000 トン減少しまして 7 万 4,000 トンと見込んだものでございます。

以上で平成 17 年度西多摩衛生組合予算及び平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

3 時 45 分まで休憩いたします。

午後 3 時 35 分 休憩

午後 3 時 45 分 再開

○議長（森田昌巳） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。8 番門間議員。

○8 番（門間淑子） ちょっとお尋ねします。17 ページに省エネ診断委託料というのが出ておりますけれども、ここはごみの焼却、あるいはフレッシュランド西多摩というお風呂の施設を持ついわば工場のような施設ですけれども、今年2月、京都議定書が発行されて、今、国や東京都ではさまざまな産業とかいろいろな分野での削減計画というのをを出してきていて、公共施設などもいずれ対象になるとは思いますが、この国や都の動きについて西多摩衛生組合の方にどういう影響が出てくるか検討されているかどうかですね。

当然二酸化炭素の排出量もかなりあるというふうに思いますけれども、そういうものが調査され、国や都の動きと連動する形で、いずれは省エネルギーという名の二酸化炭素排出削減計画というものが求められてくると思いますけれども、今、西多摩衛生組合としてはこの環境省を初めとするCO₂削減計画の流れに対してどのような準備段階であって、どのような方向性を持つようとしているのか、お尋ねします。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 省エネ対策というご指摘だと思いますが、西多摩衛生組合の現状は、ご指摘のとおり地球温暖化対策のためにエネルギーの使用の合理化法、あるいは新エネルギー等の利用の措置法、京都議定書等ございまして、電気使用量を年間 600 万キロ以上の施設に対しまして使用施設に省エネルギーの診断が課せられました。

当組合は 600 万キロ以上でございますので、いわゆる第2種エネルギー管理指定工場となっております。したがって、これから具体的にはエネルギー対策を実施していくこととなりますが、現状ではどういうことになっているかという、省エネ法に基づきまして平成 14 年度分の組合の年間の電気量、それからごみ量、電気を使用する機械設備の稼働状況、この3件について経済産業省の方に届け出をしています。

これを今度はまた 15 年度届け出をして、1年ごとのデータを比較しまして、今度は経済産業省の方から何%ずつ削減しなさいというような指示というか、そういうふうな数値がくると、こういった事務的な流れがあります。

一方、具体的な、実質的な削減ということでございますが、照明の節電、冷暖房の温度調整、これはもう既に実施をしております。しかしながら、CO₂の要因といいますと、焼却によるものなんですが、ごみの焼却によるものがほとんど、組合の場合は率でいうと 75%以上ごみ焼却にエネルギーを使っているということですね。残りの分の 24%分ぐらいが購入電力ということになりますので、この購入電力をできるだけ少なくするというような課題が今度は出てきます。

したがって、17 年度は実質的に効果のある省エネの対策、どんなものがあるのだろうというような診断をしてもらいます。かなりお金を、高額な投資をしなければいけない部分がございますので、その投資と効果がある程度見合うような形でないと、むだな投資になってしまう恐れもありますので、その辺を見極めまして、具体的な実施項目について今後診断をして、検討していきたいということでございます。

○議長（森田昌巳） 8番門間議員。

○8 番（門間淑子） そうしますと、この 17 ページの省エネルギー診断委託料というのが今後、17 年度でどういう削減が可能かということ診断するということですね。

今後については、経済産業省の方からいろいろな指示が出てきて、それに従っていくということの把握でいいんですね。

そうしますと、今 75%がごみ焼却に伴う排出量だということですから、そうしますとこの 75%を

削減していくことがより効果的な排出ということになると思うのですが、今後、これは管理者にお尋ねしたいと思いますが、このごみの増加、ごみの分別、今の分別形態、例えば生ごみと、それから油とかも含めてですけれども、全部一緒になって可燃ということで、プラスチックも今度入りましたが、そういうことで、ごみがなかなか減っていかないということで、この75%でごみ焼却に伴って排出されるCO₂が75%ということで、そこを抑えていくためにさらに分別とか、統一した分別形態、3市1町の中で統一した分別形態をすとか、あるいは資源化できるものをそこからさらに抽出してやっていくとかということは考えられていかないでしょうか。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 統一した分別形態というご指摘でございますが、昨年の10月以降、瑞穂町を最後に有料化を実施しております。それからプラスチックの焼却の件も話題になりまして、現在実施をしております。

その時点で、分別については構成市町統一化を図られております。それで実際にプラスチックのリサイクル、ほとんど容器包装リサイクルがメインになってつきますけれども、これもすべて構成市町実施しております。それから容器包装以外のプラスチック、いわゆるポリバケツとか、そういったものについては抜き取りということで、チップ化をして資源化をしていく、こういったリサイクルの方法も3市1町、ここで統一がなされてきたという状況でございます。

それから、確かにCO₂の削減にはごみ量が影響しますので、できるだけごみの減量がCO₂の削減につながるということをご指摘のとおりだと思います。

○議長（森田昌巳） 8番門間議員。

○8番（門間淑子） もう1点、漏れた部分も含めて、つまり今の可燃物の細分化といいますか、再資源化もあり得ないかというふうにちょっと聞いているので、つまり油とか、生ごみとかも含めてなんですけれども、そういうことをこのごみの焼却に伴うCO₂排出という地球環境の問題から逆算して考えてきて、衛生組合の中できちっと方針を立てていくということではできないだろうかということをお聞きしているんですけれども。

○議長（森田昌巳） 須田事務局長。

○事務局長（須田進午） ただいま管理課長がお答えしましたとおり、構成市町におきましてはある程度統一化された、分別する形態になっております。

今のご質問では、その中の可燃物を、油ですとか生ごみの再利用が図れないかということだと思いますけれども、それに関して確かにいろいろ、衛生組合としても焼却しているわけですから、何がしかの形で利用ができればいいかなというふうには考えておりますが、実際にはやはり構成市町、それぞれ市の収集をやっているところがそれぞれの市民の方々にどのような形で、いわゆる基準を出して行動していただくということが必要ではないかなというふうに思います。

さらにもっと大きくいえば、社会的に言えば、それぞれの販売する企業の努力ですとか、義務ですとか、そうしたことも、いわゆる協力というふうにもとってもらいたいと思いますが、そうしたものがやはり大きな力になってくるのではないかなというふうに考えております。

西多摩衛生組合としましても常に、例えば羽村市、瑞穂町の両協議会とのいろいろな話し合いの中でも、いろいろな形で安全な焼却業務ということで話はしていますので、そういう面でも我々もそういう問題意識は持っております。

今後におきましても、構成市町といろいろな会議の中でそういったものを詰めていければと考えております。

以上です。

○議長（森田昌巳） 7番高橋議員。

○7番（高橋美枝子） 16ページの需用費、一番上の消耗品費に当たるのかなと思うんですが、先ほど管理者が18ページの方の焼却灰搬出設備改造工事をやることによって薬などが減るという話があったんですが、今現在、薬がどのぐらい使われていて、来年度はこのぐらいに減っていくよという当たりの具体的な数字がありましたら教えてください。

○議長（森田昌巳） 島田管理課長。

○管理課長（島田善道） 先ほどの飛灰の灰出し設備の工事に伴いまして、当然薬品を買わなくて済みますので減りますが、これは18年度からなので、17年度は実際に、今の現状と一緒です。

そういう側面がございますので、したがって、公害対策に対します薬品としまして、活性炭や消石灰、それから重金属、これが影響しますけれども、固定剤の全体で、需用費の中で約1億1,000万円ほどが薬品代と、このうち5,000万円ぐらいが削減できるであろうという現在の予定でございます。あくまでも18年度以降のお話でございます。

以上です。

○議長（森田昌巳） 7番高橋議員。

○7番（高橋美枝子） もちろん17年度で減っているとは思っていないのです。今現在これだけあるんだけど、こういう工事をやることによってと言ったのであれなんです。

それで、今現在は1億1,000万円が薬品代だけでも、5,000万円ぐらいが削られるという、そういうことでよろしいのかどうか。はい。

○議長（森田昌巳） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田昌巳） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

まず、原案に対する反対者から発言を許します。8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 議案第5号、平成17年度西多摩衛生組合予算に反対の討論を行います。

小・中学校に隣接し、住宅密集地に近接する西多摩衛生組合が住民との信頼関係を重視してコミュニケーションを深めながら、ダイオキシンを初めとする有害物質を出さないように安全運転に努力していることや、情報公開に努めていること、職員研修に努力していることなど評価しています。

しかし、平成17年度予算にはエコセメント事業を前提にした設備改造工事のために2億640万円の借金をすることが予定されています。エコセメント事業の問題点については議案第4号の反対討論で述べましたので、重複は避けますが、同様の趣旨でこの議案には反対です。

また、今まで繰り返し提案してきたことですが、管理者や議員の報酬は日当程度にとどめるべきです。23区の事務組合だけでなく、全国の事務組合の中にも常勤ではないことを理由に管理者報酬を支払っていない事務組合は幾つもありますし、行財政改革が進められているときでもあり、管理者や議員の報酬は日当程度にとどめるべきだということを主張しておきます。

以上の理由で平成17年度西多摩衛生組合予算に反対します。

○議長（森田昌巳） 次に、原案に対する賛成者の発言を許します。1番木原武雄議員。

○1番（木原武雄） 議長の許可をいただきましたので、議案第5号及び議案第6号につきまして賛成の立場から討論を行います。

西多摩衛生組合の予算は、3市1町、29 万余の住民から排出されます約7万 4,000 トンのごみを法令等に基づいて安全かつ衛生的に処理するという、生活に密着した重要な予算であります。

世界的にも京都議定書の発行により地球温暖化防止策の大気汚染に対する規制も厳しくなり、さらに環境問題に対する住民の関心が高まる中、公害防止にかかわる法規制値は年々厳しさを増しております。

そのような状況の中、職員数は平成 10 年度の新施設稼働時の 43 名と比較して 14 名も削減し、29 名の職員数となっております。本年度もさらに 2 名の職員が退職するということでもあります。そこで、清掃行政の管理責任や説明責任を果たすため、本年 4 月 1 日から 20 歳代の職員 2 名を採用し、将来の組合運営管理をも見据え、想定した人件費が計上されております。

また近年、ごみの問題で重要かつ緊急の課題は埋め立て最終処分場の延命化であります。東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合においては、第三次廃棄物減容化計画（案）が出され、平成 18 年から平成 22 年の間に埋め立てを 50%以下に抑制できるよう、エコセメント事業が平成 18 年度より開始されることに伴い、焼却灰搬出設備改造工事を行い、構成団体である 25 市 1 町の総意にこたえる予算となっております。

この焼却灰搬出設備改造工事の契約方法については、契約事務協議会において十分に論議され、積算については第三者機関にチェックさせ、適正な価格を追及するなど内部努力が伺われる予算となっております。

なお、17 年度予算の増額の原因ではありますが、焼却灰搬出設備改造工事の 2 億 5,200 万円と、公債費における余熱利用施設建設事業債の平成 13 年度借入れ分の償還約 3,200 万円を除けば 16 年度予算よりも 400 万円以上削減が行われており、経常経費の削減が行われ、評価できるものと思います。

以上、本予算を総括いたしますと、西多摩衛生組合の本旨でありますごみの安全かつ衛生的な処理に対する配慮がなされた予算であると考えます。

なお、今後とも経済社会の混迷、景気動向の不安定が予想されることから、組合事務事業の執行に当たっては諸般の状況を見据え、効果的な財政運営と施設の安全管理を図り、なお一層住民の付託にこたえることを期待いたしまして、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（森田昌巳） 以上で討論は終わります。

これより議案第 5 号について挙手により裁決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（森田昌巳） 挙手多数であります。よって、議案第 5 号、平成 17 年度西多摩衛生組合予算の件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第 6 号について挙手により採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○議長（森田昌巳） 挙手多数であります。よって、議案第 6 号、平成 17 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の決定についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成 17 年第 1 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後 4 時 05 分 閉会